

(別添3)

審査基準・標準処理期間

所属名	薬務課
内線番号	4788

No.	項目	内容
①	処分名	特定毒物研究者の許可
②	法令名	毒物及び劇物取締法
③	法令番号	昭和25年法律第303号
④	根拠条項	第6条の2第1項
⑤	処分権者	保健所長
⑥	審査基準	▶ 毒物及び劇物取締法第6条の2第2項及び第3項
		添付の有無 無
⑦	経由機関名	
⑧	協議機関名	
⑨	標準処理期間	(⑩合計期間)25日
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	25日
⑪	問合せ	薬務課(075-414-4788)
⑫	備考	各保健所で受付・処理(京都市内は京都市役所)